

名古屋市告示第 402号

環境目標値を定める告示

名古屋市環境基本条例（平成 8年名古屋市条例第 6号）第 5条の 2第 1項の規定により、大気の汚染、水質の汚濁に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値（以下「環境目標値」という。）を定める。

併せて、従前の環境目標値（昭和49年名古屋市告示第 184号、昭和54年名古屋市告示第41号、昭和60年名古屋市告示第 360号）は廃止する。

平成17年 7月29日

名古屋市長 松原武久

1 大気汚染に係る環境目標値

物質名	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。
ベンゼン	年平均値が3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考 1 地域は、名古屋市全域とする。

2 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。

3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm 以下のものをいう。光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2 水質汚濁に係る環境目標値

水の安全性に関する項目および水質の汚濁に関する項目について、それぞれ次のとおりとする。

(1) 水の安全性に関する項目

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質の汚濁に関する項目

表1に掲げる地域について、それぞれ表2から表4までのとおりとする。

(3) 達成年度

ア 水の安全性に関する項目

設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

イ 水質の汚濁に関する項目

平成22年度を目途として、その達成維持を図るものとする。

表1 地域区分

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河川		川に入ったの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
		水際での遊びが楽しめる	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
		岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
ため池		水際での遊びが楽しめる	河川 区分及び 区分に流入するため池
		岸辺の散歩が楽しめる	河川 区分に流入するため池
海域		水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
		海辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち 区分の地域に属しない海域

表2 河川

区分	親水のイメージ	水質目標値					親しみやすい指標						
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/]	浮遊物質 量 (SS) [mg/]	溶存酸 素量 (DO) [mg/]	ふん便性 大腸菌 群数 [個/100m]	透視 度 [cm]	水の におい	水の 色	水量	ごみ	生物指標	
												淡水域	汽水域
	川に入っ ての遊び が楽しめる	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	10 以下	5 以上	1000 以下	70 以上	異常な 着色の ないこ と。	流れの あるこ と。	ごみの ないこ と。	アユ、モロコ類、ヒラタカゴウ類、ハグロトンボ		
	水際の遊 びが楽し める		5 以下	15 以下			50 以上				水際に 寄って も不快 でない こと。	マハゼ、 ススキ、 ボラ、 ヤマトシジミ	
	岸際の散 歩が楽し める		8 以下	20 以下			3 以上				30 以上	橋や護 岸で不 快でな いこと。	フナ類、 イトトンボ 類、ミズシ (甲殻類)、 ヒル類
測定方法		日本工業規格K0102(「規格」という。)12.1に定める方法又は電圧自動監視装置による測定方法 規格21に定める方法 昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号(「表」として掲げられる方法) 規格45.2、45.3又は45.4に定める方法 規格46.3に定める方法 32め法、極微量測定に同様の結得る方法 規格46.3に定める方法 メンター法、性キラルメンター法 メンター法、性キラルメンター法 メンター法、性キラルメンター法											

注 1 水質目標値は日間平均値とする(ため池、海域もこれに準ずる。)
 2 BODの年間評価については75%水質値によるものとする。

表3 ため池

区分	親水のイメージ	水質目標値			親しみやすい指標					
		化学的酸素要求量 (COD) [mg/]	全窒素 [mg/]	全燐 [mg/]	透視 度 [cm]	水の におい	水の 色	ごみ	生物指標	
	水際の遊 びが楽し める	6 以下	1 以下	0.1 以下	50 以上	水際に 寄って も不快 でない こと。	水の華 (アオコ) 等の 異常な 着色の ないこ と。	ごみの ないこ と。	オイカワ、ウチワヤンマ、チョウトンボ、トビケラ類、ガガブタ、クロモ、ヒルムシロ類	
	岸際の散 歩が楽し める	8 以下			30 以上				フナ類、イトトンボ類、コシアキトンボ、ミズカマキリ類、ヨシ、ガマ類、ヒシ類	
測定方法		規格17に定める方法 規格45.2、45.3又は45.4に定める方法 規格46.3に定める方法								

注 1 全窒素および全燐については年間平均値とする。
 2 CODの年間評価については75%水質値によるものとする。

表 4 海域

区分	親水のイメージ	水質目標値						親しみやすい指標					
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) [mg/]	浮遊物質 (SS) [mg/]	溶存酸素量 (DO) [mg/]	全窒素 [mg/]	全燐 [mg/]	透視度 [cm]	水のおい	水の色	ごみ	生物指標	
												海域	干潟
	水際での遊びが楽しめる	7.8 以上	3 以下	5 以下	5 以上	1 以下	0.09 以下	70 以上	不快でないこと。	赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。	ごみのないこと。	クロダイ、マハゼ、シロギス、カレイ類、ヤドカリ類、アサリ	チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ
	海辺の散歩が楽しめる	8.3 以下	5 以下	10 以下								ボラ、スズキ、イソギンチャク類、フジツボ類	コホトシゴカイ類
	測定方法	規格12.1に定める方法は電極を用いた自動監視装置による連続測定によるものである。	規格17に定める方法	表8に定める方法	規格32に定める方法は電極を用いた自動監視装置による連続測定によるものである。	規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法						

注 1 全窒素および全燐については年間平均値とする。
 注 2 CODの年間評価については75%水質値によるものとする。